

## 函館市石綿含有廃棄物等搬入要領

### 1 石綿含有廃棄物等の定義

平成19年11月5日付け環境省通知において示された「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の例による。

### 2 事前協議

函館市七五郎沢廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に石綿含有廃棄物等の搬入を行おうとする者は、あらかじめ搬入希望日の7日前までに処分場の管理事務所へ産業廃棄物搬入事前協議書を提出し、協議をしなければならない。

この場合において、搬入日、時間等は、処分場の指示に従うこととする。

ただし、石綿含有廃棄物等のうち石綿含有一般廃棄物については、事前協議は行わないものとする。

### 3 留意事項

#### (1) 廃石綿等

##### 排出現場における留意事項

湿潤化させる等の措置を講じた後、耐水性があり十分な強度を有するプラスチック袋で二重にこん包し、または堅牢な容器に密封するなどの飛散防止対策を講じること。

##### 運搬時における留意事項

運搬時には、飛散防止措置としてシート掛け等をし、落下や荷台内での移動等を防止する措置を講じること。

##### 搬入時における留意事項

ア 搬入時には、「廃石綿等」および「石綿含有廃棄物」のみを搬入することとし、処分場職員から、荷降ろしの場所等について指示を受けること。

イ 耐水性があり十分な強度を有するプラスチック袋で二重に

こん包したものについては，数個をまとめて大型土のう等に入れて搬入すること。

ウ 荷降ろしは，処分場職員の立会いの下で行うこととし，落下等により飛散することがないように慎重に取扱うこと。

## (2) 石綿含有廃棄物

### 排出現場における留意事項

破碎せずに搬入することを基本とする。

なお，やむを得ず破碎したものについては，シート等でこん包すること。

### 運搬時における留意事項

運搬時には，湿潤化およびシート掛け等の飛散防止措置を講じるとともに，荷台内での転倒や移動を防止するための措置を講じること。

### 搬入時における留意事項

ア 搬入時には，「廃石綿等」および「石綿含有廃棄物」のみを搬入することとし，処分場職員から，荷降ろしの場所等について指示を受けること。

イ 荷降ろしは，処分場職員の立会いの下で行うこととし，落下等により飛散することがないように慎重に取扱い，石綿の飛散のおそれがある場合は，湿潤化してから荷降ろしすること。

ウ 荷降ろしに当たっては，搬入後に処分場が行う覆土または転圧時に破断等が生じにくいよう整然と積み上げること。

## 4 処分場での管理

(1) 石綿含有廃棄物等が搬入された場合，即日に覆土すること。また，転圧を行う場合は，覆土後に行うこと。

(2) 石綿含有廃棄物等管理台帳に受入れ月日，搬入業者の名称，埋立量，埋立場所，排出事業者，排出場所，埋立方法を記入し，搬入場所を示した図面を添付すること。

附 則

この要領は，平成 17 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 18 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

[ 参考 ]

石綿含有廃棄物等とは、「廃石綿等」および「石綿含有廃棄物」のことを示す。

( 1 ) 廃石綿等

建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹付けられたものから石綿建材除去事業により撤去された当該石綿

建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの

ア 石綿保温材

イ けいそう土保温材

ウ パーライト保温材

エ 人の接触，気流および振動によりアからウまでに掲げるものと同様以上に石綿が飛散するおそれのある保温材，断熱材および耐火被覆材

石綿建材除去事業において用いられ，廃棄されたプラスチックシート，防じんマスク，作業衣その他の用具または器具であって，石綿が付着しているおそれのあるもの

特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって，集じん施設によって集められたもの

特定粉じん発生施設または集じん施設を設置する工場または事業場において用いられ，廃棄された防じんマスク，集じんフィルタその他の用具または器具であって，石綿が付着しているおそれのあるもの

( 2 ) 石綿含有廃棄物

石綿含有一般廃棄物

工作物の新築，改築または除去に伴って生じた一般廃棄物であって，石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの

石綿含有産業廃棄物

工作物の新築，改築または除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって，石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの